

# 伊 勢 市 公 報

第 104 号  
平成 22 年 3 月 5 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>教育委員会規則</b>	
○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
○ 学校水泳プール管理・運営規則の一部を改正する規則	14
<b>告 示</b>	
○ 市議会定例会の招集について	16
<b>村松土地改良区総代選挙長告示</b>	
○ 村松土地改良区総代選挙選挙長関係	
・ 候補者の届出について	17
・ 無投票の確定について	19
・ 選挙会の日時及び場所について	20
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 村松土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	21
・ 選挙長の行う告示の方法について	22
・ 候補者届出書等の提出場所について	23
・ 候補者届出書等の様式について	24
・ 投票用紙等に押すべき印について	25
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	26
・ 選挙立会人の選任について	27
・ 投票用紙の様式について	28
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	29
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	30
○ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿関係	
・ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	31
○ 村松土地改良区総代選挙関係	
・ 当選した者の氏名及び住所について	32
<b>上下水道告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	34
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	35
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者変更届け	36
<b>公 告</b>	
○ 犬の抑留について	37
○ 農用地利用集積計画	38
○ 農用地利用集積計画	39
<b>公 表</b>	
○ 監査委員公表	40

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 22 年 2 月 23 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

伊勢市教育委員会規則第 2 号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 34 号)  
の一部を次のように改正する。

別表第 2 及び別表第 3 中伊勢市あさま市民プールの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 22 年 2 月 23 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

### 伊勢市教育委員会規則第 3 号

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「別表第 1、別表第 2 及び別表第 3」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 5 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 6 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 11 条第 2 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 12 条中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

第 13 条第 2 項中「教育委員会に協議しなければならない。」を「あらかじめ教育委員会に對外試合実施届(様式第 9 号)を提出しなければならない。」に改め、同条第 3 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 14 条中「別表第 5」を「別表第 4」に改める。

第 20 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改め、「別表第 6」を「別表第 5」に改める。

第 24 条中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

種別 /区分	学校名		平日	土曜日	日曜日 ・祝日	備考
体育館	すべての 開放校		午後6時から 午後10時まで	午前8時から午後10 時まで		学校の教 育活動及 び地域の 実情等に より、左 記の範囲 を超えて の使用を 認めたり 、制限 を加えたり すること がある。
照明設備 のない運 動場			—	午前8時から午後6時 まで		
照明設備 のある運 動場			午後7時から 午後10時まで	午前8時から午後10 時まで		
プール			夏季休業中の午前10時から午後4時 まで			
テニス コート	小俣中学校		午後6時から午後10時ま で	午前8時 から午後 10時まで		
	御菌 中学 校	全天 候コ ート	—	午前8時から午後6時 まで		
		クレ ーコ ート	午後7時から 午後10時まで	午前8時から午後10 時まで		

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とし、  
別表第5小俣小学校 明野小学校 小俣中学校の項中「利用する月の5日  
前」を「利用する前月の25日以降」に改め、同表を別表第4とし、別表  
第6を別表第5とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第 1 号(第 6 条関係)

学校開放施設利用団体登録申請書

年 月 日

(あて先) 伊勢市教育委員会

住所

申請者

氏名 印

伊勢市立学校施設の開放に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、  
( )年度学校施設利用団体の登録を受けたく下記のとおり申請します。

記

団体名							
利用目的 (種目・内容)							
利用施設		体育館	運動場	テニスコート			
責任者 (管理員)	氏名		生年 月日	M T S H ・ ・	性別	男・女	
	住所	(〒 - )	TEL	自宅			
				携帯			
勤務先	名称 所在地						
団体構成人数		男 人	女 人	計 人			
スポーツ傷害保険 加入の有無と種類		有 無	種類				

※ 責任者は管理員を兼ねることになります。

※ 学校開放施設利用団体構成員名簿を添えて申請してください。

学校開放施設利用団体構成員名簿

団体名 ( ) No. ( )

No.	氏 名	性別	生年月日	住 所	勤務先/学校名
1		男・女	M T S H .		
2		男・女	M T S H .		
3		男・女	M T S H .		
4		男・女	M T S H .		
5		男・女	M T S H .		
6		男・女	M T S H .		
7		男・女	M T S H .		
8		男・女	M T S H .		
9		男・女	M T S H .		
10		男・女	M T S H .		
11		男・女	M T S H .		
12		男・女	M T S H .		
13		男・女	M T S H .		
14		男・女	M T S H .		
15		男・女	M T S H .		
16		男・女	M T S H .		
17		男・女	M T S H .		
18		男・女	M T S H .		
19		男・女	M T S H .		
20		男・女	M T S H .		

※ 勤務先/学校名については、市外在住の方のみ記入ください。

様式第2号中「登録年月日」を「登録月日」に、「責任者」を「責任者（管理員）」に、「開放種目」を「利用目的 種目／内容」に改める。

様式第4号中「(責任者)」を「(責任者／管理員)」に改め、(構成員)の

「

TEL	勤務先 TEL	備考

」を「

勤務先／学校名

」に

改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）

学校開放利用申請書

年 月 日

（あて先）伊勢市教育委員会

申請者 住所

氏名 印

団体名		登録番号	第 号
-----	--	------	-----

伊勢市立学校施設の開放に関する条例第7条の規定により、学校開放施設の利用許可を受けたく、下記のとおり申し込みます。

記

使用日時 (月別)	( ) 月	日 ( )	: ~ :
	日 ( )	: ~ :	日 ( ) : ~ :
	日 ( )	: ~ :	日 ( ) : ~ :
	日 ( )	: ~ :	日 ( ) : ~ :
	日 ( )	: ~ :	日 ( ) : ~ :
(年間)	月 ~ 月 ( 毎週・第 週、 曜日 ) : ~ :		
使用目的 (種目・内容)	使用する備品等		
使用施設	( ) 学校	体育館 ( 全面・片面 ) 運動場 テニスコート ( コート )	
使用責任者	住所 〒		
	氏名	電話番号 自宅 携帯	
使用人数	男 人・女 人	合計 人	
照明の有無	有 ・ 無	点灯時間 : ~ :	
備考			

誓約

伊勢市立学校施設の開放に関する条例及び施行規則等に、万一違反するようなことが起った場合は、教育委員会のいかなる指示にも従います。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号(第 11 条関係)

学 校 開 放 利 用 許 可 書

第 号  
年 月 日

登録番号 第 号

団 体 名

責 任 者

様

伊勢市教育委員会

印

下記のとおり、学校開放施設の利用を許可します。

記

使 用 日 時  (月 別)	( ) 月	日 ( )	: ~ :	
	日 ( )	: ~ :	日 ( )	: ~ :
	日 ( )	: ~ :	日 ( )	: ~ :
	日 ( )	: ~ :	日 ( )	: ~ :
	日 ( )	: ~ :	日 ( )	: ~ :
(年 間)	月 ~ 月 ( 毎週・第 週・曜日 ) : ~ :			
使 用 目 的 (種目・内容)			使 用 す る 備 品 等	
使 用 施 設	( ) 学 校	体 育 館 ( 全 面 ・ 片 面 )	運 動 場 テニスコート ( ) コート	
使 用 人 数	男 人・女 人	合 計 人		
照 明 の 有 無	有 ・ 無	点灯時間	: ~ :	
照 明 使 用 料 (1 回 当 た り)	500 円 × ( )	1,000 円 × ( )		
	300 円 × ( )	減免 ( 全額免除 ・ 半額免除 )		
備 考				

※ 伊勢市立学校施設の開放に関する条例・施行規則を遵守し、利用してください。

※ 利用団体の都合で使用しない場合は、使用の 3 日前までに、利用申請をしたところにキャンセルの連絡をしてください。

(旧伊勢市内の学校 → 各学校体育施設利用運営委員会)

様式第 8 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 9 号（第 13 条関係）

対外試合実施届

年 月 日

（あて先）伊勢市教育委員会

登録番号 第 号

団体名

責任者住所

氏 名 印

伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則第 13 条第 2 項の規定により、対外試合を行いたく下記のとおりお届けします。

記

使用施設	学校	体育館	運動場	テニスコート
使用の日時	月 日 ( )	使用 時間	時 分 から 時 分 まで	
対戦チーム名				
対戦チーム責任者	住所			
	氏名			
	連絡先		電話	
対戦チーム参加者	男 ( ) 人 女 ( ) 人 計 ( ) 人			
誓 約	伊勢市立学校施設の開放に関する条例及び施行規則等を遵守し、施設を大切にし、参加者の安全を図り使用することを誓います。万一違反するようなことが起こった場合は、教育委員会のいかなる指示にも従い、その責任を負います。			

附 則

この規則は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

学校水泳プール管理・運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 22 年 2 月 23 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本國孝

## 伊勢市教育委員会規則第4号

学校水泳プール管理・運営規則の一部を改正する規則

学校水泳プール管理・運営規則(平成18年伊勢市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「この場合には、所定の使用料を徴収する。」を削る。

第12条中「この場合において、専用使用に当たり使用料の減免を受けようとするときは、専用使用許可申請書に減免申請書(様式第2号)を添えて、教育委員会に提出しなければならない。」を削る。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「

使用料	無料・有料(      円)
-----	----------------

」及び「使

用料欄は、教育委員会が記入します。」を削除する。

様式第2号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 10 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 22 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 22 年 3 月 3 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

村松土改選選挙長告示第1号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成22年2月17日

村松土地改良区総代選挙  
選挙長 中川 春男

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	2.17	本人	おくの 奥野 たくとし 武敏	男	省略	S25.11.26	59	無所属	会社員
2	2.17	本人	おくの 奥野 よういち 洋一	男	省略	S17.12.7	67	無所属	農業
3	2.17	本人	かわぐち 川口 ひろとし 博敏	男	省略	S10.5.17	74	無所属	農業
4	2.17	本人	なかむら 中村 いさお 功	男	省略	S11.9.20	73	無所属	農業
5	2.17	本人	なかむら 中村 かずゆき 和之	男	省略	S29.2.10	56	無所属	会社員
6	2.17	本人	なかむら 中村 しゅうじ 修二	男	省略	S24.6.11	60	無所属	農業
7	2.17	本人	なかむら 中村 ただし 忠	男	省略	S16.8.31	68	無所属	農業
8	2.17	本人	にしむら 西村 かずひろ 和博	男	省略	S23.2.12	62	無所属	農業
9	2.17	本人	はまぐち 濱口 あずま 東	男	省略	S24.3.25	60	無所属	農業
10	2.17	本人	はまぐち 濱口 いわお 岩男	男	省略	S24.1.22	61	無所属	農業
11	2.17	本人	はまぐち 濱口 かずひろ 和弘	男	省略	S13.10.1	71	自由民主党	農業
12	2.17	本人	はまぐち 濱口 こうたろう 幸太郎	男	省略	S23.8.15	61	無所属	農業
13	2.17	本人	はまぐち 濱口 しゅうご 秋吾	男	省略	S14.10.1	70	無所属	農業
14	2.17	本人	はまぐち 濱口 ますみ 真澄	男	省略	S21.9.18	63	無所属	農業
15	2.17	本人	はまぐち 濱口 やすひさ 泰久	男	省略	S42.9.18	42	無所属	会社員
16	2.17	本人	はまぐち 濱口 よしき 喜紀	男	省略	S29.4.2	55	無所属	農業
17	2.17	本人	ほりうち 堀内 まつき 松樹	男	省略	S22.8.28	62	無所属	農業
18	2.17	本人	やまぐち 山口 ぎんえい 銀衛	男	省略	S14.3.10	70	無所属	農業
19	2.17	本人	やまなか 山中 まつしげ 松茂	男	省略	S28.11.21	56	無所属	大工
20	2.17	本人	やまなか 山中 みねお 峯生	男	省略	S17.12.18	67	無所属	農業
21	2.17	本人	ありた 有田 ひろし 宏	男	省略	S15.8.22	69	無所属	農業
22	2.17	本人	かわべ 川邊 あきひこ 秋彦	男	省略	S11.10.28	73	無所属	農業
23	2.17	本人	てんぱく 天白 あきお 秋男	男	省略	S2.10.28	82	無所属	農業
24	2.17	本人	なかむら 中村 まさる 勝	男	省略	S9.2.11	76	無所属	農業
25	2.17	本人	はまぐち 濱口 よしかず 嘉一	男	省略	S6.12.5	78	無所属	農業
26	2.17	本人	ふじむら 藤村 のぶよし 信義	男	省略	S15.3.5	69	無所属	農業
27	2.17	本人	みやげ 三宅 しゅうご 秀伍	男	省略	S12.8.11	72	無所属	農業
28	2.17	本人	みやもと 宮本 しんじ 伸二	男	省略	S18.5.20	66	無所属	農業
29	2.17	本人	みやもと 宮本 みや 宮生	男	省略	S5.12.20	79	無所属	農業
30	2.17	本人	かどや 角谷 まさひろ 政博	男	省略	S14.2.15	71	無所属	農業

村松土改選選挙長告示第2号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行ないません。

平成22年2月17日

村松土地改良区総代選挙  
選挙長 中川 春男

村松土改選選挙長告示第3号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、  
下記のとおり定めます。

平成22年2月17日

村松土地改良区総代選挙  
選挙長 中川 春男

記

- |   |     |                            |       |
|---|-----|----------------------------|-------|
| 1 | 日 時 | 平成22年2月23日（火）              | 午前10時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市村松町4009番地<br>村松土地改良区事務所 |       |

伊勢市選管告示第3号

平成22年3月18日任期満了の村松土地改良区総代選挙について、下記のとおり  
執行します。

平成22年2月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

- |            |               |
|------------|---------------|
| 1 選挙期日     | 平成22年2月23日(火) |
| 2 投票時間     | 午前9時から午後3時まで  |
| 3 選挙すべき総代数 | 30人           |

伊勢市選管告示第4号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、  
伊勢市公告式条例によります。

平成22年2月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

伊勢市選管告示第5号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成22年2月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

提出場所 伊勢市村松町4009番地  
村松土地改良区事務所

伊勢市選管告示第6号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成22年2月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第19号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第16号様式の17を横書きとし、これを準用する。

伊勢市選管告示第7号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成22年2月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記



伊勢市選管告示第8号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成22年2月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

選挙長		選挙長の職務を代理すべき者	
住所	氏名	住所	氏名
省略	中川 春男	省略	竹内 稔

伊勢市選管告示第9号

平成22年2月23日執行の村松土地改良区総代選挙における選挙立会人を、下記のとおり選任します。

平成22年2月16日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

選挙立会人			
住所	氏名	住所	氏名
省略	堀江 幸雄	省略	中村 博義

伊勢市選管告示第 10 号

村松土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 22 年 2 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市郎

伊勢市選管告示第 11 号

平成 22 年 3 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条  
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 2 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 3 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間  
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選管告示第 12 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 22 年 2 月 16 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参考)

縦覧期間 3 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間  
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市選管告示第 13 号

平成 22 年 1 月 1 日現在で調製の伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所を、  
下記のとおり定めます。

平成 22 年 2 月 16 日 提出

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 2 月 23 日 (火) から 3 月 9 日 (火) までの 15 日間  
(農業委員会等に関する法律第 11 条の規定による、公職選挙法第 23 条第 1 項の読み替え準用及び公職選挙法第 270 条の準用)

伊勢市選管告示第 14 号

平成 22 年 2 月 23 日執行の村松土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示する。

平成 22 年 2 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木 市郎

記

村松土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

## 村松土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数30人 当選人30人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	奥野 武敏	省略	川邊 秋彦
省略	奥野 洋一	省略	天白 秋男
省略	川口 博敏	省略	中村 勝
省略	中村 功	省略	濱口 嘉一
省略	中村 和之	省略	藤村 信義
省略	中村 修二	省略	三宅 秀伍
省略	中村 忠	省略	宮本 伸二
省略	西村 和博	省略	宮本 宮生
省略	濱口 東	省略	角谷 政博
省略	濱口 岩男		
省略	濱口 和弘		
省略	濱口幸太郎		
省略	濱口 秋吾		
省略	濱口 眞澄		
省略	濱口 泰久		
省略	濱口 喜紀		
省略	堀内 松樹		
省略	山口 銀衛		
省略	山中 松茂		
省略	山中 峯生		
省略	有田 宏		

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成22年2月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
304	上野設備	伊勢市上野町976番地3	平成22年2月16日

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成22年2月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	工事店名	所在地	指定年月日
333	美輪ホームサービス	松阪市光町5番地3	平成22年2月19日
334	セントラルクリーンサービス	津市岩田12番地5	平成22年2月19日
335	横山総合設備株式会社	松阪市嬉野新屋庄町1486番地2	平成22年2月19日

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定に基づき下記の伊勢市指定給水装置工事事業者から変更の届出がありましたので、告示します。

平成22年2月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

	指定 番号	事業者名	所在地	変更 年月日
変更後	179	設備ナカガワ	松阪市船江町 584 番地 19	平成 21 年 4 月 3 日
変更前			松阪市外五曲町 134 番地 4	

伊勢市公告第6号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年2月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 御菌町高向	雑種	薄茶	雄	中	91日 以上	

2 抑留した日 平成22年2月17日

3 抑留期限 平成22年2月24日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第7号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成22年2月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 8 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第1号

平成21年度定期監査結果（前期）（指摘事項）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成22年2月25日

伊勢市監査委員 鈴木 一博  
伊勢市監査委員 中井 豊  
伊勢市監査委員 上田 修一

定期監査結果（前期）に対する措置状況

定期監査

【総務部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
危機管理課	<p>（１）二見防災倉庫の防災備蓄品の品目及び数量について現地調査をしたところ、備蓄品リストの不一致が見受けられた。防災訓練の使用により変動があるとのことであったが、備蓄品リストは、適切な数量管理の基礎となるものであるから、再度実際の数量と備蓄品リストの品目及び数量を突合し、必要に応じて修正するなど、正確なリストを作成されたい。</p>	<p>「措置済み」 防災備蓄品の品目及び数量を再度確認し、新しく備蓄品リストを作成した。</p>

【産業観光部】

所管課等	監査結果（前期）（指摘事項）	措 置 状 況
観光事業課	<p>指摘事項 （１）二見浦観光案内所における観光案内業務委託において、平日の観光案内が未実施であったため、契約の履行確認を徹底されたい。 なお、未実施業務にかかる委託料については、適正に精算処理をされたい。</p>	<p>「措置済み」 指摘のありました、左記の件について、契約の履行確認を行い、それに基づき契約変更、精算を実施済みである。</p>